

両替機専用カードのご利用規定の改定について

令和3年11月1日（月）より、「両替機専用カードのご利用規定」を下記の通り一部改定しますのでお知らせします。

記

1. 改定する規定

両替機専用カードのご利用規定

2. 改定日

令和3年11月1日（月）

3. 両替機専用カードのご利用規定の主な改定内容

○両替機専用カードの発行（下線部を変更）

(1) 省略

(2) 省略

(3) 両替カードの初回発行及び再発行に際しては、金庫所定の発行手数料をいただきます。

○規定の変更（追加）

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。